

三重県環境管理マニュアル		章	4. 4
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	実施及び運用 (コミュニケーション) (第 23 版)	改定日	<u>平成 23 年 9 月 30 日</u>

4.4.3 コミュニケーション

組織は、環境側面及びシステム（以下「システム等」という。）に関する内部（職員）及び外部（県民等）からの情報（以下「環境情報」という。）を収集・記録、伝達する手順を定め、維持する。

(1) 内部コミュニケーション

ア 最高責任者の指示及び情報

最高責任者からのシステム等に関する指示及び情報は、環境管理責任者が事務局を通じて、電子メール若しくは文書により、環境管理者、総括環境推進員及び環境推進員（以下「環境管理者等」という。）に伝達する。

環境推進員は、必要に応じて伝達された指示及び情報を職員に伝達する。

イ 環境管理責任者及び環境管理者の指示及び情報

環境管理責任者及び環境管理者からのシステム等に関する指示及び情報は、事務局を通じて、電子メール若しくは文書により、環境管理者等に伝達する。

環境推進員は、必要に応じて伝達された指示及び情報を職員に伝達する。

ウ 運用状況等の情報

システム等の運用状況等に関する情報は、必要に応じて、環境管理責任者が事務局を通じて、環境管理者等に報告を求め、最高責任者に報告する。

エ 職場内環境コミュニケーション

室長等・事務所長等は、率先実行取組における所属職員との対話や職場内の会議・ミーティングの場を活用して、次の事項について、内部コミュニケーションを行うこととする。

(ア) 前年度の独自目標の達成状況

(イ) 今年度の独自目標の内容、対応策及び進捗確認

(ウ) その他、重点目標の状況等環境負荷低減、環境創造に向けた情報共有

また、内部コミュニケーションの場に出された意見、質問等については、必要に応じて、総括環境推進員会議等で情報の共有を図る。

(2) 外部コミュニケーション

各室等・各事務所等が実施する事務事業に関する外部からの苦情その他の提案・意見等（以下「県民提案等」という。）については、各室等・各事務所等の担当者が受理し対応するとともに、「県民の声データベースシステム」運営要綱に基づき対応する。

(3) 環境情報の公開

県民その他の利害関係者に対する環境情報の公開は、三重県情報公開条例の規定に基づき、総務部のホームページ及び三重県環境報告書により行う。

(4) 関連文書

ア 三重県広聴広報事務取扱規程

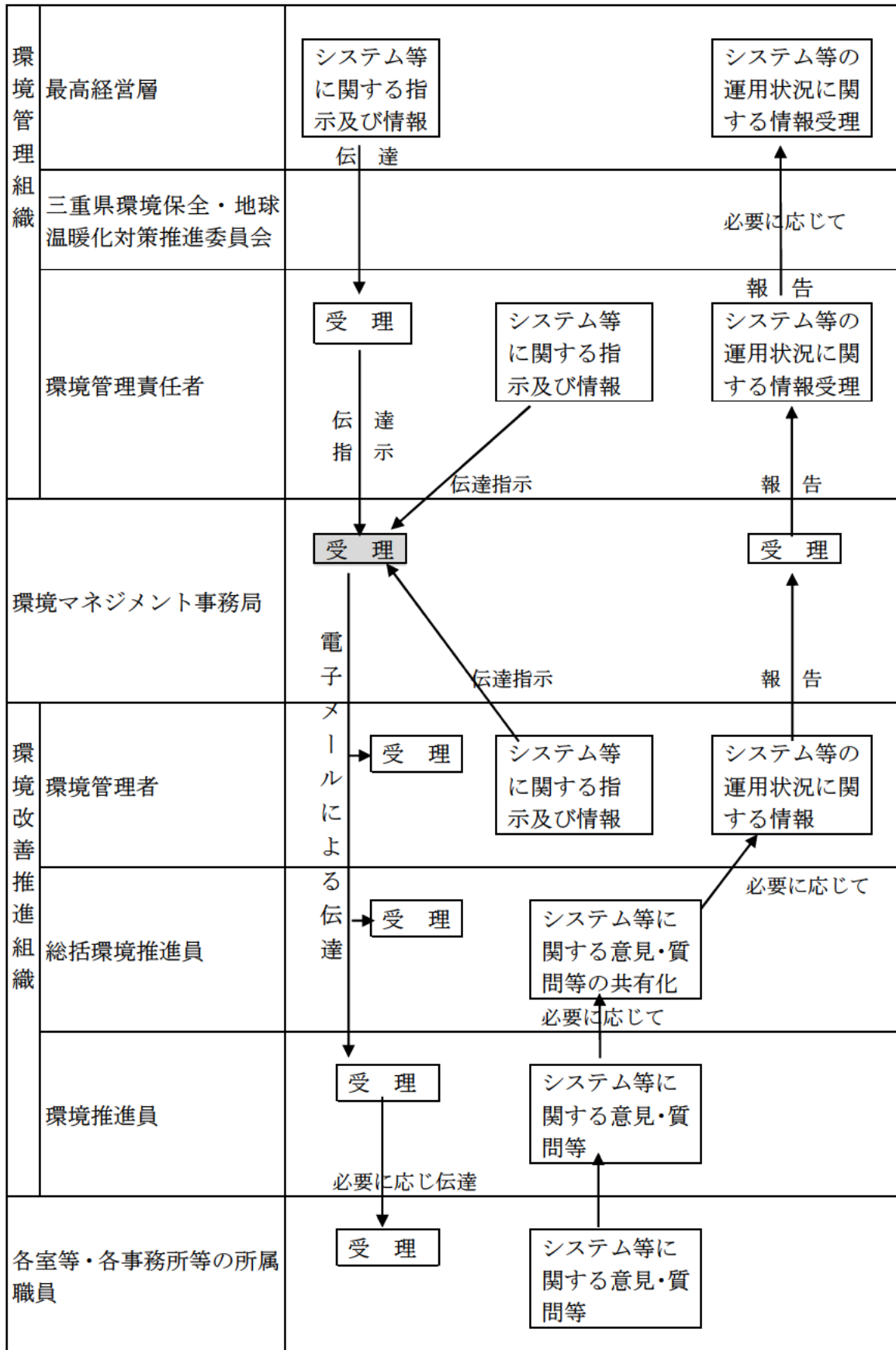
イ 三重県広聴広報会議設置要項

ウ 県民の声データベースシステム運営要綱

エ 三重県情報公開条例

オ 三重県環境報告書

内部コミュニケーションフロー



(注) 網掛け部分は、事務局が対応する。

外部コミュニケーションフロー

環境 管理 組織	最高経営層	
	三重県環境保全・地球 温暖化対策推進委員会	
	環境管理責任者	
環境マネジメント事務局		
各室等・各事務所等の所属 職員		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 「県民の声データ ベースシステム」 への入力 </div>
県民等		<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 苦情その他の提案等 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">↑</div> <div style="text-align: center;"> 申 出 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="text-align: center;"> 回 答 </div> </div> </div>